

居宅介護支援重要事項説明書

令和6年9月1日現在

1 相談窓口

事業所名	尚 和 寮
所在地	長野市松代町東条 94 番地 1
介護保険指定番号	長野県 2070103946 号
電話番号	026(278)2600
FAX 番号	026(215)6033
営業時間	9:00～5:00(月～金曜日)
提供地域	松代地区
相談窓口	管理者 野沢小百合

2 事業者

名称・法人種別	社会福祉法人 長野市社会事業協会
所在地	長野市若里 6 丁目 6 番 14 号
理事長名	中澤 和彦
電話番号	026(217)7800
併設運営施設	特別養護老人ホーム 尚和寮(定員 30 名) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護尚和寮(定員 8 名) 養護老人ホーム 尚和寮(定員 50 名) 外部サービス利用型特定・介護予防特定施設入居者生活介護 尚和寮(定員 50 名) 訪問介護・第 1 号訪問介護尚和寮

3 職員体制

職 種	常勤専従	常勤兼務	計
管理者(主任介護支援専門員)		1 名	1 名
主任介護支援専門員	1 名		1 名
合 計	1 名	1 名	2 名

4 事業の概要

(1) サービス内容

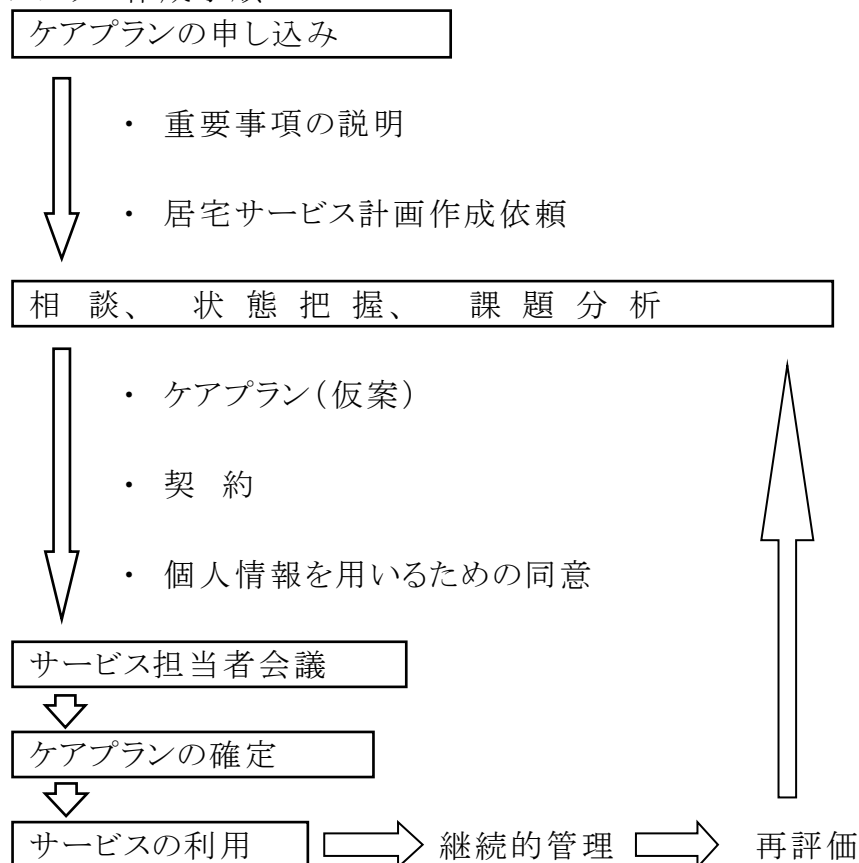
居宅において、日常生活を営むために必要な保健医療サービスや福祉サービスの適切な利用ができるよう、利用者の依頼を受けてその心身の状況、環境、利用者及びその家族の希望を勘案し、介護サービス計画書(ケアプラン)を作成するとともに、ケアプランに基づく居宅サービス等の提供が確保されるよう、サービス事業者等との連絡調整、その他の便宜の提供を行い、必要に応じて、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

＊利用者が医療機関に入院する際には、医療機関と連携を促進するため、担当ケアマネジャーの氏名及び連絡先を入院先医療機関にお知らせください。

＊利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができます。

＊利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。

(2) ケアプラン作成手順



(3) ケアプラン作成後の経過観察・再評価

- ① 利用者及びその家族と毎月連絡をとり、ケアプランの経過観察に努めます。
- ② ケアプランの目標に沿って居宅サービス等がスムーズに提供されるよう、居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ③ 利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態に応じてケアプランの変更の支援、要介護認定区分変更申請の相談及び手続き等の必要な対応をします。

5 サービス利用料金

介護保険制度から全額給付されるので、利用者の自己負担はありません。

但し、利用者が保険料滞納等の原因により、当事業所が保険から報酬の支払いが受けられなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。（利用者がサービス提供証明書を長野市の介護保険窓口に出しますと、全額払い戻しが受けられます。）

(1) 居宅介護支援費（Ⅰ）

要介護 1・2	11,088円
要介護 3・4・5	14,406円

(2) 初回加算

3,063円

(3) 入院時情報連携加算（該当者）

（Ⅰ）	2,552円
（Ⅱ）	2,042円

(4) 退院・退所加算（該当者）

（Ⅰ）イ	4,594円	ロ	6,126円
（Ⅱ）イ	6,126円	ロ	7,657円
（Ⅲ）	9,189円		

(5) 緊急時等居宅カンファレンス加算（該当者）

2,042円

(6) 通院時情報連携加算（該当者）

510円

6 ご相談及び苦情等の対応

ケアプランに基づいて、利用者に提供されている指定居宅サービス等についてのご要望、苦情等のご相談に対応します。

- ・ 苦情解決責任者 管 理 者 野沢 小百合
- ・ 苦情受付担当 介護支援専門員 小林 弘枝
- ・ 第三者委員 西澤 茂 026-278-2372
 今井 一弘 026-282-2480
- ・ 行政機関
 長野市介護保険課 026-224-7871
 長野県国民健康保険団体連合会 026-238-1580
 長野県福祉サービス運営適正化委員会 0120-28-7109

7 事故発生時の状況

- (1) 事業者は、居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置の記録を作成し、長野市社会事業協会文書取扱規程で定める期間保存します。

8 秘密保持

- (1) 事業者は、法律等に定めがある場合を除き、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を第三者に漏らしません。契約終了後も同様です。
- (2) 事業者は、利用者に医療上及び緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身の状況を提供できるものとします。
- (3) 利用者からあらかじめ文書で同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、サービス提供者への指示を行うために必要な情報提供をすることができます。

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明しました。

事業所

所在地 長野市松代町東条 94 番地1
名 称 尚 和 寮

説明者

職名

氏名

印

私は、契約書及び本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け了承しました。

令和 年 月 日

利用者

住 所

氏 名

印

(代理人)

住 所

氏 名

印